

住宅取得者の皆様

住宅瑕疵担保責任保険契約 概要説明書



住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社ハウスジーメン

本書は、住宅瑕疵担保責任保険契約について、概要を記載しています。詳細は、別冊の重要事項説明書および普通保険約款・特約をご参照ください

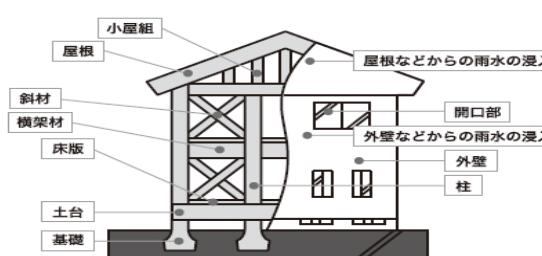
必ずご一読のうえ、対象住宅の引渡し後に住宅事業者から交付されます保険付保証明書とともに、大切に保管してください

ご不明な点については、ハウスジーメンまたは保険取次店にお問い合わせください

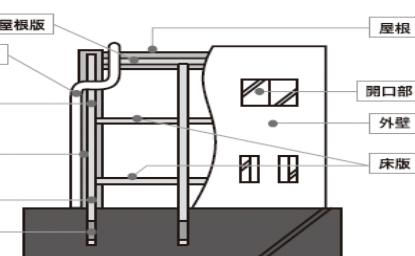
1. 保険金の支払の対象となる部位

保険の対象となる構造耐力上主要な部分等

住宅瑕疵担保履行法に定められた構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任の範囲が保険の対象となります



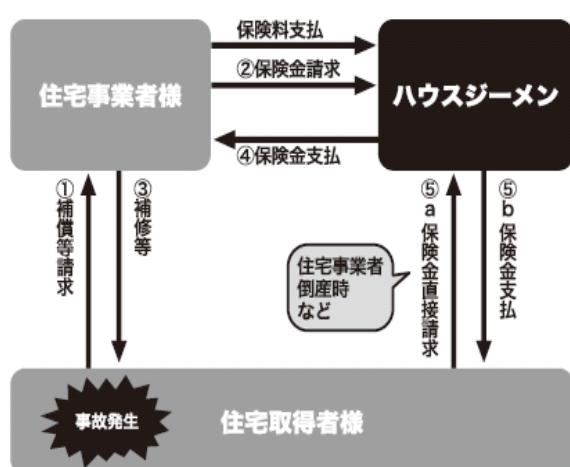
木造(在来軸組工法)の戸建住宅
(例)2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成



鉄筋コンクリート造(壁式工法)の共同住宅
(例)2階建ての場合の骨組み(壁、床版)等の構成

2. 保険の仕組み

保険の仕組



① 保険期間中に事故が発生した場合、特定住宅瑕疵担保責任の範囲内において、住宅取得者様は住宅事業者に補修等を請求できます

② 住宅事業者は、特定住宅瑕疵担保責任に基づき補修等について検討し、保険金をお支払いする事由に該当する場合には、ハウスジーメンに保険金を請求します

③ 住宅事業者が補修等を行います

④ 住宅事業者が補修等を行った後、ハウスジーメンは住宅事業者に保険金をお支払いします

⑤a/b 住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお特定住宅瑕疵担保責任を履行できない場合で、保険金をお支払いする事由に該当するときは、住宅取得者様は、ハウスジーメンに直接保険金を請求できます

3. お支払する保険金の範囲

保険金をお支払いする損害の範囲は、次のとおりです

- ①事故を補修するために必要な材料費、労務費、その他の直接補修に要する費用
- ②事故の補修に直接必要な、事故の状況もしくは発生部位または補修の範囲もしくは方法等を確定するための調査費用
- ③住宅取得者様が事故の補修等のために余儀なくされた、補修期間中の仮住まい・転居費用

4. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては、保険金をお支払いたしません

○下記は、免責事由の一部でありすべてではありません

詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください

○原因が免責事由によらないことが明白であれば、保険金お支払いの対象となります

- ①地震、噴火もしくはこれらによる津波、台風もしくは暴風雨等の自然変象、または火災、落雷、暴動等の偶然もしくは外来の事由
- ②対象住宅の虫食いもしくはねずみ食い、対象住宅の性質による結露または瑕疵によらない対象住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色もしくはその他類似の事由
- ③対象住宅の増築、改築もしくは補修の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- ④対象住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
- ⑤当社が不適当であることを指摘したにもかかわらず、住宅取得者が採用したまたは採用させた設計、施工方法もしくは資材等の瑕疵

5. 保険期間

保険期間は原則として、住宅の引渡日から 10 年間です

詳細はハウスジーメンまたは保険取次店にお問い合わせください

6. 保険金額等の保険契約の引受条件

(1) 保険金額・限度額

① 戸建住宅

項目	保険金額・限度額
保険金額 (1 住宅あたり限度額)	*2,000 万円

* 3,000 万円、4,000 万円または 5,000 万円のうちいずれかの金額をご選択いただくこともできます。

次の費用については、上記保険金額の内枠で、次の金額を限度とします

調査費用限度額(1 住宅・1 事故あたり)	補修金額の 10% または 10 万円 のいずれか大きい額 ただし、調査費用の実額または 50 万円 のうち小さい額を限度とします
仮住まい・転居費用限度額 (1 住宅・1 事故あたり)	50 万円 ただし、実額を限度とします

(注)上記限度額のほかに、1事業年度内の事故や同一年度に引き受けた保険契約に係る限度額があります。 詳細はハウスジーメンまたは保険取次店にお問い合わせください

② 共同住宅等

項目	保険金額・限度額
保険金額 (1住宅(住戸)あたり限度額)	2,000万円 1共同住宅等全体で2,000万円×保険対象戸数が限度となります

次の費用については、上記保険金額の内枠で、次の金額を限度とします。

調査費用限度額 (1共同住宅等・1事故あたり)	補修金額の10%または10万円のいずれか大きい額 ただし、調査費用の実額または200万円のうち小さい額を限度とします
仮住まい・転居費用限度額 (1住宅・1事故あたり)	50万円 ただし、実額を限度とします

(注)上記限度額のほかに、1事業年度内の事故や同一年度に引き受けた保険契約に係る限度額があります。 詳細はハウスジーメンまたは保険取次店にお問い合わせください

(2) 免責金額および縮小てん補割合

住宅事業者が倒産等の場合において、住宅取得者様がハウスジーメンに直接保険金を請求する場合の免責金額および縮小てん補割合は、次のとおりです

免責金額(住宅取得者様の自己負担額)	1事故につき10万円
縮小てん補割合	100%

お支払保険金の計算式

(保険の対象となる補修等の損害の額 - 免責金額) + 調査費用 + 仮住まい・転居費用

7. 紛争処理に関する事項

住宅取得者様は、次の場合一に指定住宅紛争処理機関の紛争処理を利用できます

手数料 10,000円が必要です

(1)住宅取得者様と住宅事業者との間に請負契約または売買契約に関する紛争が生じた場合

紛争のあっせん、調停および仲裁の申立て

(2)住宅取得者様から当社への直接の保険金のご請求に関して紛争が生じた場合

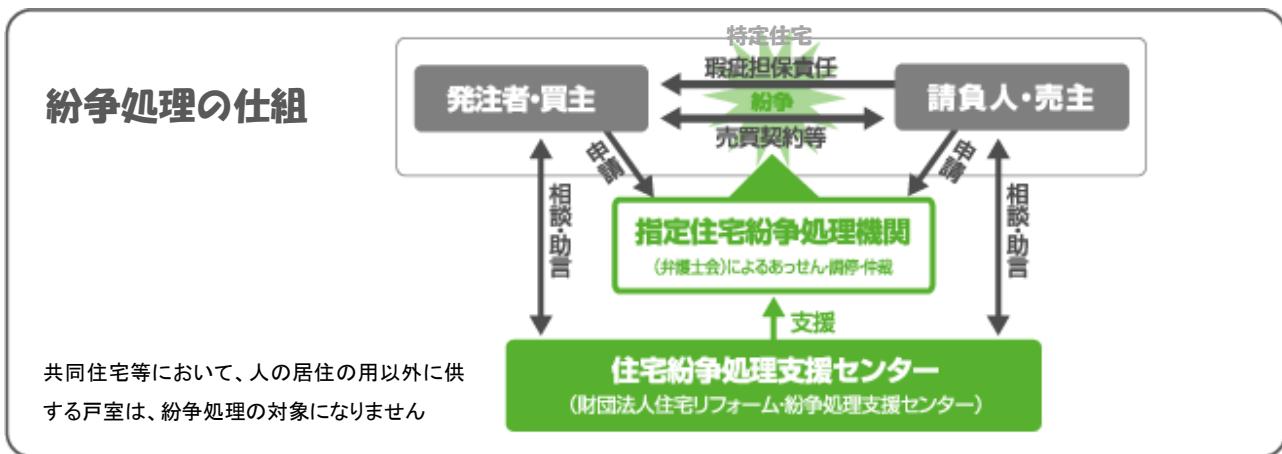
当社を被申請人とする紛争処理の申請

ハウスジーメンは、上記の紛争処理において、

(1)指定紛争処理機関が当社の参加が必要と認めた場合は、利害関係人として参加します

(2)当社が利害関係人として調停等に参加した場合は、特段の事情がない限り、提示された和解案または調停案を受け入れます

(3)特段の事情がない限り、住宅取得者様からの直接の保険金請求に関して提示された和解案または調停案を受け入れます



7. この保険契約に関する相談・苦情・連絡窓口

この保険契約に関するお問合せ、相談・苦情等は、ハウスジーメンにご連絡ください

株式会社ハウスジーメン(受付時間:月～金 9:30～17:30)

・受付センター(契約お申込み、お問合せ)

電話番号 03-5408-8486

・お客様相談室(ご相談、苦情)

電話番号 03-5408-6088

対象住宅について、住宅取得者様と住宅事業者の間でお困りのことが起きたら、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談いただくこともできます。

この保険契約の具体的な内容等に関するお問合せは、相談の対象から除かれます。

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(受付時間:月～金 10:00～12:00／13:00～17:00)

・電話番号 03-3556-5147

事故が発生した場合には、ハウスジーメンにご連絡ください

・事故の受付窓口

電話番号 03-5408-8484

住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社ハウスジーメン

〒105-0003 東京都港区西新橋3-7-1 ランディック第2新橋ビル8F

受付センター TEL 03-5408-8486 FAX 03-5408-7441

お客様相談室 TEL 03-5408-6088

<http://www.house-gmen.com>